

第七十一回国会 衆議院 法務委員會議録 第五号

昭和四十八年二月二十七日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

井出一太郎君

羽田野忠文君

三池 信君

八百板 正君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務大臣官房副 味村 治君

法制調査部長

委員外の出席者

議長 横山 利秋君

最高裁判所事務 三好 達君

総局総務局第一 矢口 洪一君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

総局総務局第二 西村 宏一君

最高裁判所事務 牧 圭次君

総局民事局長 梶分 一立君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

総局家庭局長

法務委員会調査 室長

委員の異動

二月二十四日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和四十八年二月二十七日

辭任 補欠選任

保岡 興治君 田中 龍夫君

同日 龍夫君

辭任 補欠選任

田中 龍夫君 保岡 興治君

二月二十六日

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法

律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二号)

同月二十三日

岩手県下の地方法務局出張所存置に関する請願

(鈴木善幸君紹介)(第三三四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法

律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

○中垣委員長 これより會議を開きます。

おはかりいたします。

本日、最高裁判所矢口人事局長、大内経理局長、西村民事局長、牧刑事局長、梶分家庭局長、三好総務局第一課長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中垣委員長 横山利秋君外六名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題

とし、提案理由の説明を聴取いたします。横山利秋君。

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

(刑事補償法の一部改正)

第一条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(補償の要件)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者は、この法律の定めるところにより、国に対して補償を請求することができる。

第四条第一項を次のように改める。

刑事訴訟法又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定によつて未決の拘留又は拘禁を受けた場合においては、当該拘束による補償として、その日数に応じて、一日千円以上三千円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合も、同様である。

第四条第六項中「没収の執行による補償においては」を「没収の執行を受けた場合において」を「また」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「罰金又は科料の執行による補償においては」を「罰金又は科料の執行を受けた場合においては、当該罰金又は科料の執行による補償として」に改め、同項を同条第八項とし、

同条第四項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「死刑の執行による補償においては」を「死刑の執行を受けた場合においては、当該死刑の執行による補償として」に、「三百万円」を「千万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 次の各号に掲げる期間のうち、第一項、第二項又は第八項後段に規定する拘束を受けなかつた期間がある場合においては、当該期間に係る補償として、裁判所の相当と認める額の補償金を交付することができる。ただし、補償金の額は、三千円に当該期間の日数を乗じて得た額の二分の一に相当する額をこえることができない。

一 通常手続による無罪の裁判が確定した場合においては、公訴の提起があつた日から無罪の裁判が確定した日までの期間

二 再審又は非常上告の手続により無罪の裁判が確定した場合には、公訴の提起があつた日から原裁判が確定した日までの期間

5 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、訴訟の係属した期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失及び精神上の苦痛並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで(同法第五百五條において準用する場合を含む)の取置状による拘留及び同法第四百八十一條第二項(同法第五百五條において準用する場合を含む)の規定による留置並

ひに犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）第四十一条又は執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）第十条の引致状による拘留及び留置は、前項の規定の適用については、同項後段に規定する刑の執行又は拘留とみなす。  
第二十五条第一項中「抑留若しくは拘禁による補償又は刑の執行若しくは拘留による」を削る。

附則第八項中「第一条第二項の規定による」を「第四条第一項後段に規定する」に改める。附則に次の一項を加える。

10 旧経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の規定による未決の抑留又は拘禁は、第四条第一項前段に規定する未決の抑留又は拘禁とみなして、この法律の規定を適用する。  
（刑事訴訟法の一部改正）

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用及び費用の補償」に改める。  
第二編第十五章の章名を次のように改める。

第十五章 訴訟費用及び費用の補償  
第一編第十五章に次の四条を加える。

第百八十八条の二 無罪の裁判が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、無罪の裁判が確定するまでに要した費用（第三百六十八条の規定に該当する場合における同条に規定する費用を除く。）の補償をする。免訴又は公訴棄却の裁判を受けた場合において、もし免訴又は公訴棄却の裁判を受けべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるときも、同様である。

第百八十八条の三 補償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出席するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関

しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。  
第百八十八条の四 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、最終に事件の係属した裁判所が、決定をもつて、これを行なう。  
前項の請求は、無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならぬ。  
第一項の決定で、簡易裁判所又は地方裁判所がしたものに対しては即時抗告を、高等裁判所がしたものに対しては第四百二十八条第二項の異議申立てをすることができ、前項の異議の申立てに關しては、即時抗告に關する規定を準用する。  
第百八十八条の五 補償の請求、補償の支払その他補償に關する手続については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。  
第三百六十九條を次のように改める。  
第三百六十九條 補償すべき費用の範囲については、第百八十八条の三の規定を準用する。  
第三百七十一條を次のように改める。  
第三百七十一條 補償の請求、補償の支払その他補償に關する手続については、第百八十八条の五の規定を準用する。

理 由  
無罪の裁判を受けた者に対する補償をより充分なものとするため、公訴提起後の非拘束期間についても補償を行なうとともに、裁判の費用を補償することとし、あわせて、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。  
本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約一億八千五百万円の見込みである。  
○横山議員 刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明をいたします。  
本案は、無罪の裁判を受けた者の精神的財産的負担を償うため、現行の補償金額を引き上げ、公訴の提起後の非拘束期間についても補償を行なうとともに、裁判の費用を補償しようとするものであります。  
人が刑事訴追を受けるのは、その人の人生の最大不幸であります。罪なくして刑事訴追を受け幸いに裁判において無罪となつた場合でも、現在の法制及び日本の一般社会的取り扱いにおいては、国民は刑事訴追を受けたことよつて拘束、非拘束にかかわらず、裁判期間中、刑事被告人としての汚名を着せられ、信用を失墜するほか、身分上不利の取り扱ひを受けている実情であり、無罪の裁判確定に至るまでの間に裁判に要した費用も一般国民の平均収入から見れば決して少ないものではないのであります。かかる精神的、物質的損害ははかり知れないものがあり、そのためにその人の人生の大半が失われる場合も決して少なくないのであります。  
しかるに現在の刑事補償法によれば無罪の裁判が確定した場合、刑事訴訟法等により拘束を受けた者に限り、国に対して抑留または拘禁及び刑の執行による補償を請求することができるとして

るが、非拘束中の期間に対しては何ら補償する規定がないのであります。  
また現在の刑事訴訟法によれば、検察官のみが上訴した場合において、上訴が棄却された場合は取り下げられたときは、当該事件の被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をすることができ、被告人側が上訴して無罪になつた場合、被告であつた人に対し上訴によりその審級において生じた費用を補償する規定もないのであります。  
さらにまた刑事補償法による補償金額は、昭和四十三年に改正されたものであります。その後、その後の急激な経済事情の変動を考慮するときその額は補償の目的を達するにはきわめて不十分であります。  
本案は、以上のような諸般の事情を考慮して次のように改正しようとするものであります。  
すなわち、第一に、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体拘束を受けた場合の補償基準額を日額一千元以上三千元以下とし、死刑の執行を受けた場合は補償の最高額を一千万円に財産上の損失額を加えた額とする。  
第二に、無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があつた日から、無罪の判決が確定した日までの期間及び再審または非常上告の手続により無罪の判決が確定した場合は、公訴の提起があつた日から原判決が確定した日までの期間のうち未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等を受けなかつた期間にかかる補償の金額は三千元に当該期間の日数を乗じて得た額の二分の一以内とする。  
第三に、無罪の裁判が確定したときは、それまでに要した費用のうち被告及び弁護人であつた者の公判準備及び出頭を要した旅費、日当、宿泊料、弁護士報酬を補償する。  
以上がこの法律案の趣旨であります。慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。ありがとうございました。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。  
3 この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた場合には、この法律による改正後の刑事補償法及び刑事訴訟法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

○中垣委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○中垣委員長 次に、内閣提出、裁判所職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沖本泰幸君。

○沖本委員 私は全回からの当委員会の先輩、同僚の御質疑に關連しながら質問をさせていただきますと思ひます。

まず、最高裁にお伺いしたいわけですが、横山先生あるいは稲葉先生、正森同様、それぞれ御質問になったところでありませうけれども、私も二十五期修習生の皆さんとお話しする機会があったもので、自由にいろいろな点のお話し合いをしてみたいわけですが、その中にいろいろ御要望もありましたし、御不満の点もいろいろお伺いしたわけでございます。これは前回にもいろいろ御質問が出たわけですが、その中で、修習生大会を開いた決議の中に、裁判官の任官拒否をしてくれるな、思想、信条、団体加入及びそれらに基づく諸活動並びに性別等を理由とする任官差別をしてもらいたくない、本人の希望があれば、不採用者に理由を具体的に開示してもらいたい、こういうふうな内容、それから、二十二期以来の任官採用拒否に反対する、それから、現在の二回試験に反対する、または、考試委員会の構成、成績判定方法を明らかにしてもらいたい、現在の二回試験のもとで落第者を出さないようにしてもらいたい、こういうふうな決議がそれぞれ出ており、正森さんもこの点については、出席した数からいろいろな点をあげられて御質問しておられたわけでございますが、特に私がお話を聞いておりました感じのところは、一点ございまして、その点について御質問したいわけですが、

はそのまま文章を読ましていただきますが、「後期即日提案をすてに経験した私たちは現行「二回試験」がどんなものであるか十分に予想できます。

○頁におよぶ膨大な記録を讀破し、心証を形成し、それを答案として文章化すると云う作業を強いられ、しかも問題点が多岐にわたる、真剣に取り組む程迷わざるを得ない限界的事例について熟考する余裕もないまま書き上げざるを得ない科目もある一方、教養試験においては単なる作文にすぎません。また、「判決起案の手引」を参照すれば事足りるような判決の細かい形式に至るまでの暗記を要求されます。このような「二回試験」を乗り切つるためには判例の見解をそのまま採用することが答案作成上無難なことや、判決の形式的ミスが重視されるため、判例の無批判な暗記や未了の暗記形式の暗記に修習生の大部分がつかいやすれてしまいがちです。このような修習生活からは、人権感覚に優れた、国民に期待される法律家は育ちにくく、また、このような「二回試験」では迅速な事務処理能力や法律技術は試されるかも知れませんが、真に国民に責任を負うべき法官の資格を試すこととはできません。こういう点と、それから次は、これもお話しに出ました、「六期から七期まで一人の落第者も出さずに運用できた制度であるにもかかわらず、考試委員・考試委員会の構成・成績判定のシステム等ほとんどが明らかになれないまま、突然一八期以降毎年のように、しかも五〇〇人中一人か二人の人が落第させられていることから「見せしめ」なものではないかとの疑惑も抱えています。その上、前記の如く、「口実」ではないかとの疑惑ももたれている「成績」の根拠にこのような不合理な二回試験が重要な基礎とされることからも、「二回試験」に反対せざるを得ません。ですから、「胸襟を開いて話し合うこと」の少ないまま「二回試験」に向けられた味気ない技術的な勉強に追いやられ、真に法曹としてふさわしい素養を身につけるための修習生活かどうか極めて疑問な生活を送らざるを得ない

くされてきた。こういうふうにしておられます。それと特別決議の中で「講演会のための大講堂使用不許可に抗議する。こういうふうなものも出ておりました。大講堂を使おうにも昼間しか使えない。食事の時間しか使えない。こういうことで食事もろくろくできないとか、夜いろいろなカリキュラムをやったり、いろいろな点についてもなかなかワタをはめられて思うようにならない、こういうことでは勉強する者にとっては非常にワタをはめられて十分な成長を期せられない、現実にはその衝に当たっていらっしやる方々がそういうふうな気持ちで述べていられるし、何人もがそういうことをじかに私におっしゃったわけですが、そういう点についてこのとおりのなか、あるいは何かの形で改善して、すぐれた人を得るために、あるいは自由な発想を構成するために、もっと改善すべき点があるのではないか。またこういう注文中に最高裁のほうとしてもこたえてあげるべきではないかと私は考えるわけですが、この点について御回答いただきたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 司法修習の二年間と申しますのは、法曹として育っていくために非常に重要な修養の期間でございます。私どもはその二年間というものは決して長過ぎると思はれてはいないわけでございます。むしろ短過ぎるくらいではないかとすら思っているわけでございます。しかしいろいろな制約もございまして、その二年間の間に裁判官、検察官あるいは在野法曹としてつばに任務を果たせるような方を何とかして養成したいというののが修習制度の眼目、念願でございます。そのことのために相当の施設と相当の人員と国家予算をささまして努力をいたしておるような次第でございます。

修習は御承知のように研修所でまとめてごめんどうを見っておりますけれども、その中身ということになりますと前期後期、前期の四ヶ月間といたしましては、これはどちらかと申しますと研修所でいろいろの手引きをするということでございます。現

地であるところと修習をさせていただきましたものをもう一度おさらいをしまして、まあごぼこの調整をする、最後の仕上げをするというふうな観点で行なわれておるものがございます。その中間の期間と申しますのは、これは御承知のようにそれぞれ裁判所、検察庁、弁護士会に配属されて、なまの事件を先輩諸氏からなまの形でいろいろと教えていただく、身をもって法曹のあり方、それから法曹としての必要最小限の技術といったようなものを身につけていくことをいたしておるわけでございます。

二回試験とか考試とかいろいろ沖本委員からお話がございましたけれども、確かにそういうものが最後の仕上げ、最後の判定の一つの手段として使われておることは事実でございます。しかし、そこで私どもが判定されることを期待しておりましたのは、決して末梢のテクニクといったものではないわけでございます。その前に二年間いろいろと体得いたしました実務の修習というものが、どの程度身につけておるかとかどうかといったようなことを率直に知ろうという観点から行なわれるものであるわけでございます。ただ五百人にも及びます多数の修習生の方に対して、一応平均的な能力のテストと申しますか、そういうことをやろうということになりますと、それは勢い限られた時間で限られた方法というものができてくるわけでございます。それが先ほど御指摘の一日六時間半あるいは七時間といったものの中に、一つの試験記録に基づきましてそれを起案するというような方向で考試が行なわれるということになるわけでございます。

確かにそういう方向で考試を行なうということになりますと、それはそれなりに、沖本委員御指摘のようないろいろの問題が出てくるということも、私どもにはわからないわけではございません。しかしともともと考試と申しますのが、いま申しましたように、二年間実務の修習をあらゆる角度から行ないまして、そうして徐々に身につけてきた、そういう能力というものをありのままに出して

三

もらえればそれで十分であるはずのものをテストするといふものでございますので、私もそれはそういった考試のやり方が必ずしも非常に欠陥の多いものとは思っていないわけでございます。

これまで二回試験のこのような方法は、戦後の一、二期の場合を除きまして、ずっと戦後も行なわれてきたものでございます。また戦前にさかのぼりまして、もうかなり古い歴史を持つて行なわれておるものでございます。考試のやり方とかそういうものは、確かに個々の細部については検討をいたさなければいけない点があろうかと思ひます。こまかなふうの問題を設定して、その問題を一つ一つ尋ねるといふやり方もございまして、その答えを要求するといふようなやり方もあろうかと思ひます。また筆記と口述と二つございまして、現は時間的その他から筆記のほうに重点を置いておりますけれども、これをたとえば口述のほうに重点を置くといふようなやり方も考えて考えられないうことではなからうかといふふうに思ひます。

そういう点につきましては、私も不断に検討を重ねておるわけでございますが、しかし何と申しましても伝統ある、歴史的に相当長い期間やってきましたそれなりの成果をおさめておる考試方法でもございまして、いま直ちにそういう方向をあまり大幅に変えていくことも、また安定性を害するといふような意味においていかがであらうかといふことで、いまのようなやり方を続けておる次第でございます。

それが、そのようなやり方をいたしましたと、技術の末梢に走り、あるいは一つの定められた公式的なやり方といふものを採用せざるを得ないではないかといふような御指摘があつたかと思ひますけれども、いま申し上げましたような考試でございますので、決して一つの結論にみなを合わせようといふような意味でやっておるものではございません。基礎的なしつかりした法律知識とそして教養が身につけておられますれば、その考え方が

いは結論といふものはどのようになりましようとも、私も考え方はあるいはその推論の筋道というものが筋が通つておりますれば、結論としてけつこうな答案、けつこうな答えであるといふふうにか考へるわけでございます。決してその結論を合はせておるわけではないわけでございます。

ただ、判決書を書く、あるいは起訴状を書く、いろいろなことになりますともちろん一定限度の技術的なものが要求されることは事実でございます。お金を貸したといふ事案で、お金を渡したといふことを書き忘れるといふようなことになれば、やはりこれは初歩的なミスといふことになるわけでございます。そこに一定の、最低限度の技術的な素養といふものが要求されることはもちろんでございます。私も、そういうことは二年間の実務修習、ことに司法試験といふ相当程度の高い試験を受かつてきた方々が二年間修習されれば、そういうことはもう当然身につけておる。決してそのことのために余分な、むだな時間が必要といふようなものではないといふふうにか考へておるわけでございます。したが、いま申し上げた二回試験といふことで、こういうものがあれば確かに気になることは事実でございます。しかしそれは決してその気になるような試験ではなくて、まじめに二年間の修習をやつた方は当然受かるような意味での問題を出しておるといふものでございまして、まあ逆説的な言い方をいたすわけではございません。まあ逆説的な言い方をいたすわけではございません。まあ逆説的な言い方をいたすわけではございません。

多くの落第者が出ていないといふことからも、決してその試験はそうむづかしい試験ではないといふことはおわかりいただけるのではないかと、いふふうにか考へるわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、二回試験のやり方といふようなものは、これはやはり日々改善といふことについて考へていかなければいけない問題であることは沖本委員御指摘のとおりであらうと思ひます。

さておることは私も承知いたしております。で、先般当委員会でも申し上げたわけでございますけれども、思想、信条あるいは特定団体加入といふたようなことで採否の差別をするといふことは、これはあり得ないことではございません。まあ重ねて御質問でございますので重ねて申し上げますけれども、そのようなことは決していたすつもりはないわけでございます。ただ採用、不採用といふ問題になります。これもたびたび申し上げておるところでございますが、国民に対してその権利義務の存否といふことに關しまして国家にかかわつて判断を下すといふ作用はきつめて重要な作用でございまして、そういう判断を下すに適用した、ふさわしい人と認められない限りは、ただ修習を終了されたといふことだけで全員を採用するといふわけにはいかなぬ場合もあり得る。これはやむを得ないことかと思ひますし、そういう場合に理由をお示しするといふのは、人事のこういふ問題について理由をお示しするのが好ましくないのと全く同様の事由をもちまして、御本人に不採用の事由等をお示し上げることまでは現在のところは考へていない、そういうことではございませぬ。

こうとするお考えのところには私は問題があるのではないか。これから最高裁の中で一生懸命日本の国民のために最頂点に立って働いていこう、奉仕していこう、こういう方々が最高裁と対立しておつたのでは、これはどうにもならない。これは最後までしりこが残っていくような考えが私自身浮かんでくるわけですね。むしろこういう問題は私たちのところへ来るまでに、修習生の皆さん方と最高裁のほうで話し合ひができればならぬけれども、こういうことが行なわれていかなければならぬんじゃないか。そういう修習生の皆さんの要望なりあるいは考へていらつしやること、時代的にもあるいは制度の上からも納得できないからこういう形で出てきているといふふうになつてきますと、私たちの考へですと、これはいわゆる押しつけてしまつて、そしてその押しつけに従つていふふうなことになる。現代青年なりあるいは現代つ子のなみの考へ方、その延長といふことから考へていくと、いま非常に自由なもの考へ方を持つていらつしやる。むしろその自由なもの考へ方を育ててあげて正しい方向へ持つていって、そして日本の國のために尽くせるようなお人柄になつてもらうということが大事なわけですから、そういう点はやはり大勢集まつていろいろな議論をして、その議論の中から生まれてくる問題はやはり考へてあげ、取り上げてあげ、それはまた制度の中にもできる限り生かしてあげるといふ方向で納得してやつていくといふことではなければならぬと思ひます。

また、もう一点から考へますと、一応司法修習生として勉強していらつしやる方々は、もう将来が一つの約束された将来として進んでいらつしやる。そういう受け取り方をしていらつしやる。司法試験を受けただけではだめであつて、もう一度いわゆるふるいにかけてみていふことになる。さういふふるいにかけてみていふこと、そのまますへ持ち上げられるように、裁判所のほうでりっぱな人間に育てるためにかけつけておられるものか、あるいはふるいにかけて落ちてしまつたため

に、その中から粒よりを選ぶためにおやりになつてゐるのか、そのものの取り方、やり方によってはいずれんば変わってくるのではないか、こういうふうなことが部外者の立場から見ると見受けられるわけですか。ですからいろいろの御注文を見てもみますと、なぜこういうことが起きてくるんだらうというふうになつてくるわけですか。そしてこういうふうな不満を持ったなりで任官なさつていっただんでは、将来もますます疑問に疑問を生んで大きな問題になつていくんじゃないか、こういうふうにも考へるわけですか。中には、ある方は問題だともおっしゃつておりましたけれども、まあ正常な恋愛関係が生まれてきて結婚なさつたような方々は任官できないんだというふうなお考えを持つていらつしやる。そういうふうな女性はあるに、いかに落つて落とされる、そういう疑問を持つていらつしやるわけですか。質問すると、そうではないとお答えが出てくるはずなんです。しかしそういう疑問を持つていらつしやるれば、そこに自由な考へ方というものもは生まれてこないと思つておす。その辺について、将来に向かって最高裁として議論していくということではなくて、いつもここで裁判所と修習生の間が明るく、そこに敷居やあるいはみぞのないような形になつてもらいたいことを私たち希望したいわけですか。そういう角度から最高裁のほうでは将来に向かってどういふ考へえを持つていらつしやるか、あるいはどういふ問題に対して将来どういふ取り上げ方をしたいかとお考へになつていらつしやるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○矢口最高裁判所長官代理者 修習生を育てますのは、これはもう法曹として、やが上にも各人りつばな方を養成して、こういふことでございまして、その間に五百人おられます修習生に一番から五百番と差をつけて、おまえは何番だ、おまえはこれより悪いぞという差をつけようと思つてやつてゐることでないことは、これは当然のこととてございませぬ。何とか全員の方に、どなたをとつ

てみましてもりつばに裁判もおやりいただける、檢察もおやりいただける、在野法曹としても十分御活躍いただけるというふうな方を選んでいきたい、つくつていききたいというのが私どもの念願であるわけでございます。ただ現実の問題といたしまして、やはりその中でもできるだけいい方に裁判官になつていただきたいと思つておすことは、これまた檢察官側でもそういうことでございませぬし、私も同様であるというところで、ひとつ十分御勉強いただいで、できるだけりつばな方にできるだけ多数後輩として裁判所に入つてきてほしいという念願を、そういう観点から、まあいろいろと任官説明会等でもお願いをしておるわけでございます。しかし、これはまあ年に一度か二度伺うだけでございませぬので、私も多分しては、やはりそのために裁判所からも多数の教官方のおいでになつておまして、修習生と日夜接触しておられるわけでございます。まあ沖本委員御指摘のような問題につきましましては、法務委員会等御質問をわすれずというふうなことのなように、日常教官と修習生がよく話し合つて、場合によつては私も出かけていくということも考へられる。そういうことで、ひとつ、疑問と申しますか、そういうものはできるだけないようにしていきたいと思つておす。

それから、女性の差別の問題とかいろいろのお話がございまして、けれども、昨年実には女性の方、男性の方、別々に採用いたしましたところが、採用後数カ月でその方が結婚をしたというふうなことがございまして、そういう場合に、私どもはそういうことを存じませぬので、男性の方と女性の方の任地を別々にいたしておりましたけれども、これは結婚するならば早く言わなかつたか、言つてくれれば十分配慮もできたんじゃないかといふことを言つたわけでございます。そういう問題で男女の区別を、男性と女性の区別をする、ことに夫婦のような方である場合には採らないとか、そんなことを考へておるわけでは決してございませぬ。率直に言つてくだされ

ば、率直に、夫婦あるいは早く結婚する方として、任地等も十分配慮していただくことを考へておるわけでございます。そういう御疑問がございましたら、この席でそういうことは決して御心配いただかないように、修習生の方々にもわかりまして、重ねて沖本委員にも申し上げたいと思つておるわけでございます。

○沖本委員 蛇足的になると思つておすのですが、一般社会的なもの考へ方からいきますと、最高裁のほうは、たとえば義太夫しか好まない、ゴージを踊つてゐるのは、あれはちょっとおかしいのだ、そういうふうな常識的に考へ方を持つていらつしやるようなことよりも、むしろ人事局長が修習生の皆さんとパーティーを開いてゴージを踊つて、そしてその中から和をつくつて、い、そういう中で意見を拾ひ上げてい、そういう形で研究所の中の空気を明るくしていくような形になつたらいいんじゃないかというふうな気がいたすわけです。

ともすれば、一定の年齢を経ていると、ゴージを踊つてゐると、あれは少し軽はずみな人間じゃないかと古い年代の人間は考へがちなんです。ですから、結婚問題にしましても、こういうことがあつたけれども、しかし皆さんのほうから、恋愛関係が生まれて、結婚するといふようなところにいけば、先に言つてくれたら、ちゃんとその問題は、皆さんが話をすれば計らつてあげられる問題なんだ、あとになって、こうなつたら困る、こういう事例があるけれども、いふふうなことが、前もつて向こうにいけば、そういうことにはならないと思つておす。ところが、そういう問題を出して明らかにすると、それがたちまち不採用の条件になるのじゃないか、疑心暗鬼をしながらそつとやつて、結局任地が変わつてしまつて、たいへん非難を生んでしまつて、そういうことになつておす。まあ、そういうところにお互いにもぞができてゐる。まあ、そういう単純なものといふ方で片づく問題ではないと思つておす。

も、そういうものも、私たちがしろうと考へて、あつていいんじゃないか、そういう考へえを持ちますので、そういう点もひとつお考への中に入れていただいて、そしてスムーズにりつばな方々が採用されることを私たちは願ひたいわけですか。それでは質問の角度を変えさせていただきます。

予算の問題に関連してくるわけでございますけれども、私の知るところによりますと、裁判所の増員要求と大蔵省との関係になるわけですが、い、いわゆる単純に言いますと、ある程度の数を要求なさつた、それが大蔵省のほうで人員削減をされてきた、あるいは一省一局削減のような内容が裁判所のほうにもいつてしまつた、そういうことによつて、それに準じて裁判所のほうも人員を削減した予算要求をなさつた、こういうことではないか、こう見たいわけですが、あくまで裁判所は独立しているわけですから、独立した中で十分予算が見られていき、まかなわれていかなければならない。それが政府の意向によつて政府の意向なりに形が変わつていくということになれば、政府の顔色を見なければならぬ。その辺に、もう司法の独立がくずれていく、こういう形にもなるわけですが、その増減の点についてはどうでしょうか。

○三好最高裁判所長官代理者 本日局長がやむを得ぬ所がございまして出席できませんので、不行き届きでございますが私から申し上げさせていただきます。

ただいま御指摘の点でございますが、本年度減員の予定といたしまして、六十八名の減員をうたつておられます。これはいささつを申し上げますと、御承知のように昭和四十六年八月十日に定員削減計画の第二次の実施についてという閣議決定がございまして、行政官庁におきまして定員の約五割を三年間毎年三分の一ずつ減員するという政策が決定されておられます。このあと同じく八月十日付で、私どもの事務局長あてに内閣官房長官から、これに対します協力要請というものが参つており

ます。さらにその年の、やはり夏につくるもの  
でございますが、四十七年度の予算案の作成に際し  
まして、大蔵省のほうから予算案に関連してやは  
り協力方の要請がございました。

もちろんこれは政府の問題でございます。私  
どもに対します拘束力というものはございませ  
んわけでございますが、この閣議決定というものは、  
う私どもから申し上げるまでもなく、財政の硬直化  
を打開し、行政コストを削減するというふうな目  
的をなされるものでございまして、私も裁判所も  
国の財政で維持される機構であります以上、国全  
体の立場から、できまするならばこれに協力した  
いというふうな考えまして、私どもも種々内部検  
討を加えましたわけでございます。

そして私どもと各省庁との違いを申し上げま  
す。各省庁というものは行政需要の消長と申し  
ますか、一方で非常に多数の人員を要するという  
政面が出てまいります。片一方ではすでにあ  
まりそのほうに力を注がなくてよいという面が  
出てまいります。有無相違なくという面がある  
わけでございます。ところが裁判所と申しますもの  
は、どちらかと申しますと、全体として行政需要  
と申しますか、裁判所の人員需要と申しますか、  
そういうものがふえている、そういうふうな言  
えるかと思っております。さらに裁判所の中  
で司法行政部門、裁判部門と分けて考えますと、  
裁判部門というものは御案内のように訴訟遅延と  
いうものが問題になっておりまして、減員とい  
うものはとうてい不可能な状態にあるわけござ  
います。そういう状況でございますが、他方司法行  
政部門というものはもちろん大幅な減員という  
はできませんが、これは大幅な減員をすれば当然  
裁判事務のほうにも影響してまいりますので、そ  
のようなことはできませんが、ただ最近におき  
ます事務の機械化、会計機でありますとかある  
いは複写機でありますとか、そういうものの発達  
また私ども内部におきまして報告事項等を整理す  
ることによりまして、ある程度削減するというこ

は不可能でない状態にあるわけでございます。  
そこで、私どもといたしましては、この司法行  
政部門におきまして政府にできる限りの協力を  
してみようというのを考えまして、四十七年度  
以降、司法行政部門と庁舎管理部門、この部門か  
ら四〇％の削減というものを考えまして、それを三  
年間に達成するというに内部的に考えま  
して、三年間、毎年六十八名ずつという減員を考  
えているわけでございます。

以上でございます。  
○沖本委員 四十六年度の十二月末現在の裁判官  
の欠員数はどのくらいですか。  
○矢口最高裁判所長官代理者 裁判官の欠員数で  
ございまして、いまのお尋ねは四十七年の末で  
ございませうか。

○沖本委員 四十六年と四十七年と、両方お願  
いしたい。  
○矢口最高裁判所長官代理者 四十七年の十二月  
におきましては、裁判官が判事五十四名、判事補  
九名、簡易判事二十六名ということで、八十九  
名の欠員がございまして、四十六年も大体それに  
近い欠員があったというふうな記憶をいたして  
おります。正確な数字はちょっと持ち合わせて  
せん。

○沖本委員 最高裁からいただいた資料の「昭和  
四十八年度裁判所管予定経費要求額説明」の増  
員関係になってきますと、全員で百三名になる  
わけです。で、この新旧対照条文を見ると、三  
十五名になっていくわけです。三十五名にすれば  
概要の説明の予算額は結局どうということになる  
のですか。

○大内最高裁判所長官代理者 たいま沖本委員  
御指摘のとおり、予定経費要求額説明書に記載  
してございまして総員数は百三名でございます。定員  
法で御審議いただいております増員は三十五名で  
ございまして、それは、ただいま御説明申し上げ  
したように六十八名の減があるためでございます  
が、その点ちょっと説明書の記載がやや不適当  
と申しますか、不十分と申しますか、と相なつてお

りまして、たいへん申しわけない次第でござい  
ます。私どもといたしましては、定員法との関係を  
明確にする意味におきまして、今後は減の関係  
につきましても十分に御説明申し上げるよう  
にしたいと考えております。

○沖本委員 この百三名分と食い違いが起きて  
いるのですね。この理由説明の中では、第一点  
として判事補の員数を、交通関係業務上過失致死傷、  
こういふことから判事補の数を三人、それから  
簡易裁判所の判事の員数を四人増加している。そ  
れから第二点として少年事件関係、まあずつとい  
って二十八人、こういう点を合わせたのと百三名  
との関係と予算の関係が食い違っているのじゃな  
いかという疑問を持たれると思うのですけれども  
ね。

○三好最高裁判所長官代理者 たいま御指摘  
の点でございますが、裁判官のほうは別にいた  
しまして、本年度いわゆる増員というほうでまいり  
ますと、御指摘のよういろいろな関係で、書記官、  
事務官、家裁調査官を合わせまして百三名とい  
うものの増員が認められていくわけでございます  
これに對しまして、たいま御説明申し上げまし  
たように、他方で司法行政部門といったところで  
事務員を六十八名減員するということを計画いた  
しておりますので、それを差し引きいたしますと、  
その百三名から六十八名を引きますと三十五名と  
いうことになるわけでございます。したがいまし  
て、定員法はこまかいところは抜きにいたしま  
して結論だけを条文にあらわしますと、その三十  
五名を増員するという定員法の条文に相なるわけ  
でございます。

以上でございます。  
○沖本委員 ですから、純増は三十五名なんです  
ね。その辺と百三名との関係がどうしてもなかな  
か納得いかないのですがね。この辺をわかりやす  
くしておいていただきたいと思っております。  
○大内最高裁判所長官代理者 先ほど総務局の第  
一課長から御説明申し上げましたように、六十八  
名の減を引きまして、その後百三名の予算化の

定員が入った、したがって結果的に純増が三十五  
名になった、こういう関係に相なるわけござ  
います。  
○沖本委員 ですから、説明書のほうを読んで  
みると三十五名が純増なんです。で、数字的に  
集めていくと百三人という形になるわけです  
それでこの予算の数字が書き込まれているとい  
うことになるから、その辺の内容が、純増三十五  
名になぜこういふことになるのだという疑問を  
持つわけです。その辺をもう少しわかりやすく  
しておいていただきたいわけですね。ですから、そ  
の六十八名の事務員ですか、事務員が百十八名減  
になるわけですか。なぜ減になるわけですか。

○三好最高裁判所長官代理者 これは先ほど御説  
明申し上げましたように、まあ政府の定員削減措  
置に私どもとしてできる限り協力したいとい  
うことから、さしあたり裁判部門に直接影響のない  
司法行政部門におきまして、事務の機械化ある  
いはその他、行政事務の簡易化といったことを  
はかっています。六十八名ぐらいは減になつても影響  
はないというのを考えまして、六十八名を減ら  
すということを考えましたわけでございます。

○沖本委員 いままで、結局裁判官も足りない  
ということをしはば当委員会でも各委員が質問  
して、そのとおりだということをよくお答えにな  
つていらっしゃるわけですね。あわせて、そ  
の職員も足りないのだという点をおっしゃって  
いる。またこちら、そういう者が不足してると  
いうことも御質問をされてきているわけですね  
も、職員の中でもこの裁判所の事務官、そういう  
ふうな職員が不足しているということをよく言  
われているわけですね。で、ただそういうふうな  
削減という形で私たちの立場から見ると、ど  
うしても政府の意向に押されがちで、予算を  
もらうためにはやっぱり政府の意向を聞かなければ  
ならない。まあ先ほどの御説明で、何も裁判所は  
政府の意向に従わなければならないときま  
つたものではないけれども、そういう意向を考  
えて必要以上のものでなければや

つていきたいと思います。ということな

んですけれども、一方では、こういうふうな足りない問題がたぐさん出てきているわけですね。私たちがその辺から、やはり司法の独立というものがおかしくなってくるんじゃないかというふうな疑問を持たざるを得なくなってくるわけですね。大体、事務層というのはどういふ仕事なんですか。○矢口最高裁判所長官代理者 事務層と申しますのは、一口にそう申すけれども、実は仕事の内容は雑多で、補助の仕事というふうなままのお考えをいただきたいと思います。

では、その中でどういふ仕事を補助するかといいことでございますが、裁判所には裁判所事務官というものがございまして、この事務官の仕事は補助をいたします。それからまた裁判所書記官がございまして、裁判所書記官の仕事も補助いたします。それから家庭裁判所調査官の仕事も補助いたします。その家庭裁判所調査官の仕事も補助します。結局ある程度非常に機械的な、いわゆる補助的な仕事を、裁判所の裁判部門、それから司法行政部門全般にわたりました補助をしておるのが事務層というものの職務内容ということができるのではなからうかと考えております。

○沖本委員 一応聞いてみますと、身分的にどうかあるは処遇とか、そういうものには一切ほとんど差別がなく、同じような扱い方を受けておいて、そして活字の面だけが雇になっている、こういうふうなことを伺ったわけですが、これは一体そういう扱い方をされている方が何人ぐらいいらっしゃるのかということ、そういうものはもう必要ないのじゃないか。そういうふうな雇だと何か臨時雇いの感じも受けますし、あるいはそこ社会的に身分の差別があるのじゃないかというふうな感じを対外的にも持たれたり、その人たちが非常に肩身の狭い思いをしていくのじゃないか。ただ活字の上だけでそういうふうな扱いがあるのなら、やはりそういうところに裁判所の古さというものが残っているのじゃないかというふうな感じを受けるわけですが、こういう点は何と解決していただいたほうがいいのじゃないか、こういうふうな私に考えてもおりますし、そういう御意見も伺ったことがあるわけですね。そういう点について裁判所側はどういふふうにお考えなんでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 実は御指摘いただきました点は、確かにそういう面があるのでございまして、御承知のように戦前は官吏というございまして、官吏とそれ以外の国につとめる雇員、備員というふうなことで、身分的な差別がございました。しかし、戦後はすべて国から俸給をもらうものであります以上は、国家公務員という点で、そういう身分的な差別というものは一切なくなってきたわけでございます。そういう点から見ると、同じそれが補助の仕事であるが、もう少し高級な仕事であるが、国家の事務をとっておるといふことである限りにおいて、そこに事務官と事務層というふうな差をつけるという点はおかしいではないかということ、これは確かにいま沖本委員が御指摘になるとおり、そういう差別をつける必要がないということも十分考えられる問題ではなからうかというふうに思います。

現在事務層は約百名ほどおりまして、なお年々四月になりますと百数十名を年間採用いたします。大体高校出の職員でございますが、初級職員に合格した者を主眼といたしまして、かなりそれはそれで優秀な人たちが入ってきているわけでございます。それを事務層ということ、わずかな期間で、大体六カ月ぐらいいたしますと事務官に逐次任用しておるといふ状況でございますけれども、これをもう少し考えるべきだということ、なだだいまの御指摘というものは、確かにそれはそれで考えなければいけない面があるので、なからうかというふうには現在考えておるわけでございます。

○沖本委員 とうとうと事務層というものは、さされるお考えですか。結局私の聞いたところだと、大学出と高校の違いただけでして、いって、仕事の内容は何ら変わりはないのだという点で、ある程度の訓練を受けなければ、あと同じ仕事をやっていらつしやるということになります。そこで、仕事は同じことをやりながら、大学出と高校出とに差別が文字の上でできていく。こういうのははずしていただくことが、やはり能力を上げたり、本人の将来に対する意欲を燃えさせたたりするわけですが、こういう点はおおはしなるお考えですね。

○矢口最高裁判所長官代理者 確かに御指摘のよう、事務官と事務層というものの職務内容からくる差というものは、本質的なものではないわけでございます。まあ、いって見れば、比較的若く採用された、採用後日の浅い人という程度の意味合いしか持っていないわけでございます。そういうことでございまして、いま御指摘のように、差をつけるのはおかしいではないかという御指摘は、まことにございまして、私も、私どもこの制度について根本的に考えてみなければいけないのではないかと、日ごろは実は思っておったわけでございますが、そのような御指摘も十分了解できますので、私の所管事項でございます。一存でどういふ最終的に申し上げるところまではいまありませんけれども、御質問を契機にいたしまして、可及的すみやかに事務層の廃止という方向で検討をいたしたいと考えております。

○沖本委員 次に、これもやはりちよっと古きに失するわけでございますが、参事判事補制で、大阪のほうで弁護士会側と裁判所が対立して大荒れに荒れたという記事が出ています。大阪の弁護士会のほうからは、この制度は憲法と裁判所法に違反すると主張し、その人定尋問を済ましただけで実質審議に入れなかった、こういうことがあったわけですが、こういう点について十分弁護士会のほうへ説明をしないままにいきなり実施したということ、より対立しているということ、この問題は当委員会でも大きく問題になって取り上げられてきたわけ、これはあわててつくったんじゃないかということもあり、裁判制度の問題の中で大きな問題点があるという指摘がたぐさんあったわけですが、このいきさつについて御説明いただきたいと思うのです。

○三好最高裁判所長官代理者 御指摘の参事判事補制度というものは、昨年の十一月二十日から高裁所在地の各地方裁判所におきまして実施しているわけでございます。大部分の地方におきましては、法廷におきます弁護士の方とのトラブルといったものは起きていないように私ども伺っております。ございまして、御指摘の大阪地方裁判所におきまして刑事法廷等におきまして、一、二弁護士の方との間でやりとりがあったというふうなことを承知いたしておるわけでございます。この点につきましては、今後とも弁護士の方と、いろいろ機会に話し合いたしまして、なお一そう了解を得て円滑な運用ができるように努力してまいりたいと思っております。

○沖本委員 これは弁護士会のほうはまだ了解していらつしやなくて、今月月末に裁判所側と話し合う、こういうことになっているわけですが、東京のほうでは問題なかった。大阪のほうでは問題にされた。こういう点に関心が出るわけなんですけれども、なぜ東京では問題にならなかったか。大阪で問題になったか。その点についておわかりになっておられる点を御説明いただきたいと思っております。

○三好最高裁判所長官代理者 現段階において十分御説明申し上げる資料を持ち合わせていないわけでございますが、東京におきましても、一、二の弁護士の方から法廷におきまして異議等も出ています。ございまして、東京におきましても地裁のほうと弁護士会のほうから来られる方とお話し合いをしようかというふうなことの機運も起こっているところでございます。

○沖本委員 当委員会でも問題になったということ以外に、まだまだ弁護士会側とも対立点があるところ、あつたわけですから、それをあまり強行して、もうきまつたことだからということでもやっていけば、将来の裁判を進めていく上からも非常にま

いんではないか、こういうふうにかけるわけですが、この点についていかがですか。

○三好最高裁判所長官代理者 機会をもらえて十分話し合いを持っていきたく存じております。

○沖本委員 これは法務大臣に、長い間御在席をいただいておりますけれども、この前に刑法の二百十一条でいわゆる量刑の引き上げがあったわけですが、しかし、最近数がどんどんふえてきて、裁判の遅延が起きてきています。そこで、この立法当時はこういうことになって事件が減るといふことが中心になってこの法律案をこ

こで審議されたというふうな記憶しておりますけれども、最近になりまして非常に数がふえて裁判の遅延がどんどん起きてきているという点にかかってきますと、この法律をつくったときの精神と全然変わってきたような感じがするわけですから、この点について大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○田中(伊)國務大臣 裁判遅延の原因でございますが、これはやはり裁判所もたいへん少ない定員のもとで裁判の急速な進め方ということについては御苦心をいただいております。これに対しては何としても、まず刑事事件について申しますと、検事それから弁護士、この訴訟関係三者が十分協力をいたしまして、裁判所も円滑なる訴訟指揮ということには全力をあげていただくということ、訴訟当事者の協力によりまして、現行制度のもとにおいてできるだけ迅速な裁判の実現ということに努力、苦心を重ねていくべきものである、こう考えております。

○沖本委員 法案の理由では、「交通関係の業務上過失致死傷事件の適正迅速な処理を図る」というために限度を上げるといふことになったわけですが、限度を上げてみたんですが、だんだん交通事情が悪化してきました。数が増えすぎていくことになり、現状ではもうどんどん裁判がふえてきて、教がどんどんふえてくる、こういう形になってきているわけですね。そうすると、このままでどういふ形でこの問題に対

処していくかというところになっていくわけなんですけれども、例として東京地裁の交通部の裁判官の一人当たりの処理件数がわかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

○牧最高裁判所長官代理者 交通事件だけを特別に取り扱っておりますのは東京地裁ぐらいでございますので、東京地裁の例で申しますと、大体一人当たりの処理人員が年間約二百三、四十名というところになっておるかと思っております。

○沖本委員 たとえば東京地裁に關してですけれども、これはまあ現在の平均数だと思っております、これはこれからまだまだどんどんふえると思っております。今後に対して、この事件処理についてはどういふふうにお考えになっているかという点をお伺いしたいと思います。

○牧最高裁判所長官代理者 業務上過失致死傷事件というのが交通に關連して相当数ふえてきておりますので、本年度の予算でも御審議いただいております。定員法の改正でも御審議いただいております。裁判官三名と補助職員二十八名ほどを増員いたすことになっております。将来事件等がふえてまいりますれば、それに応じた手当てをいたしてまいりたいというふうな存じております。

○沖本委員 特にこれも問題になりましたけれども、事物管轄の問題では、民事事件がどんどんふえてきて、こういうことになって結局処理にたいへん困るような状況になっているのではないかと資料を見ますと、昭和四十五年に比べて四十六年度は約一万七千件簡易裁判所の事件がふえたというところになります。当時この委員会が問題になったのも、この金額を上げることによって簡裁の事件がどんどんふえるのじゃないかというところを非常に心配した質問がたくさん出たわけなんですけれども、そういうことが影響して事故がどんどんふえておるのじゃないか、こう考えられますけれども、こういうことになってきますと、いたずらに混雑を招くばかりで、国民の期待にこたえるということにはならないわけですが、こう

いう点についての程度の増員がはかられたというところになるのでしょうか。

○西村最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の民事訴訟の事物管轄が十万円から三十万円に増額されたのは四十五年七月からでございます。その前後の簡易裁判所の民事訴訟事件の新受件数の推移を見ますと、一番ピークであったのが昭和三十三年でございます。三十三年に年間九万五千件の新受件数があったわけですが、その後漸次減少してまいりまして、三十四年には九万件、さらに四十四年には約五万四千件に減つてきたわけでございます。そこで四十五年に事物管轄の改正がございまして、四十五年には約七万件、四十六年には約八万六千件というふうな漸次増加したわけでございます。しかし、四十七年に入りまして再び七万六千件というふうな減少の傾向を示しております。

いずれにいたしましても、四十六年が事物管轄改正後の最高の新受件数であったわけでございますが、この八万六千件は、三十三年の九万五千件よりはるかに少ないわけでございます。そういったことで、この事物管轄の改正の際には簡易裁判所の職員の増員はいたさなかったわけでございます。

それはともかくといたしまして、ともかく四十四年に比べますと四十六年にはかなりふえておるわけでございますけれども、その後の審理期間といたしたようなことも考えてみますと、一件当たりの既済事件に關する平均審理期間でございますが、昭和四十二年から四十四年当時は一、二件当たり五・三月という数字が出ております。四十五年になりまして四・九月、四十六年には四・四月というふうな漸次審理期間は縮小されてきております。また、この事件を上訴の關係で見まして、簡易裁判所の判決に対する上訴率を見ますと、四十二年から四十四年当時は一〇・三%、四十六年には九・七%、上訴率の点におきましても減少を示しておるわけでございます。したがって、事

物管轄の拡張に伴いまして多少事件数はふえてまいりましたが、その後会社側と裁判官、司法職員その他の御努力の結果でもおると存じますけれども、審理としてはきわめて順調にいつておるといふことが言えるのではないかと存じます。

○沖本委員 いま順調だということお答えなんですけれども、四十六年度は未済の数が三万一千残っておりますという数字が出ております。この原因はどこにあるのか、これを減らしていくにはどうしたらいいかということになるわけですが、迅速かつ適正ということをおっしゃってはおりますが、こういうふうに出てくるということになると、これはこういうものに反した結果になってくるんじゃないか、こういうふうにか考えられますけれども、その点はいかがですか。

○西村最高裁判所長官代理者 四十六年度には未済が三万一千件になっておりますが、その前の四十五年、四十六年におきまして、審理件数が急激にふえた關係で未済事件がふえたわけでございますけれども、その後漸次未済事件のほうも減少してきておるのが見受けられます。四十七年には二万九千件となっております。

○沖本委員 そうすると、現状のまま維持していいんだということ、それで将来の見通しは十分立つんだという、こういう議論と、足りない足りないという議論とは合わないわけですね。足りないという議論の中には、人口の過密問題が起きてきて、過密過疎との關係が非常に生じてきているという点も理由にあげていらつしやるわけでございます。そうしますと、こういう問題のやりとりも、これは全司法新聞に出ておりますけれども、「簡裁で簡裁が再置されていない所があるが、どう考えているのか、かけこみ裁判所として住民にサービスしていくという点からいって簡裁を配置するのが当然ではないか。又、簡裁では仕事が多忙のために口頭受理ができない実情にある。簡裁を強化する考えはないか」という点について、当局側は「簡裁が配置されていない所は、事務量からみて配置しない方が経済的と思うからである。



国民に対するサービスを強める必要があるといつても程度問題だ。こういふふうな議論がここには載っておりません。で、組合側のほうからは「最高裁の国民に対するサービスの精神が最近稀薄になつてきているふしがみられる」といふ指摘を組合側はしているわけですが、それといふ議論とはちよつとかみ合わないような感じがするので、さういふ点はどうですか。

○三好最高裁判所長官代理人 いただいた簡易裁判所判事が現実にはそこにはないという庁があるという問題でございますが、簡易裁判所は全国に五百幾つございまして、その中には、一人の裁判官の事務量として、私ども考えられますもの〇・一とかあるのは〇・二とか、きわめて事務量の少ない簡易裁判所というものがあつてございまして、さういふ場合には、私どもいたしまして、その〇・一なりあるいは〇・二なりという裁判所の二つあるいは三つに一人の簡易裁判所判事という配置をいたしまして、簡易裁判所に一週間に一人なり何なり行つて事務を処理しているといふことを行なつて行つてございまして、これはしかし、ただいま申し上げましたように、ごく事務量が少ない簡易裁判所という例のことでございます。口頭受理というものも、これは民事局長から御説明申し上げることかもしませんが、数年前の附帯決議のありました以降、漸次行なうようになってきています。

○沖本委員 それに関連しまして、事務量が多い点についてですが、これは私以前の委員会でも申し上げたのですが、職業病についてであります。この全司法新聞によりますと、たとえば大阪の「藤本さんの公災認定か」と、大阪支部、粘り強い闘いに成果」をあげたのだ、こゝろの職員が出ていられるわけですが、それほかに、こゝろの職員の方々のいわゆる公務上における病気の認定をしてもらうにはむずかしいのかといふふうには私どもは考えるわけですが、これはいわゆる頸肩腕症候群といふ病気が、これもこの前に申し上げて、裁判所のほうは非常に認定するにむずか

しいのだといふことのお答えが人事局長からあつたわけでありませうけれども、しかし、これは相手方が何を言っているのだという疑いを持つて一々チェックをしていくのか、あるいは本人が申し立てている点をやはり考へてあげてさういふ点を見ていくのか。一般会社とかさういふところでは、公務上によつて病気があつたといふことになれば、やはりそこには十分な治療なりあるいは休養をとるなり何なりの恩典があるわけでは見られていくと、働いている人もたまつたものじゃないといふことになるわけですが、さういふ点もやはり仕事の密度が高くて進んでいかない、事務量が多いといふ一つの欠陥に片寄つてきているんじゃないか、あるいはまた、人員が非常に足りないといふことでいろいろの理由をおつけにいたしていただくほうがいいんじゃないか、こゝろのことになるわけですが、その反面、いま一つの簡裁の点について一般的なやりとりをやつてみたわけですが、片面ではこれで何とか行けるんじゃないかといふようなお考えと、最初から申し上げておりましたいわゆる人員削減、いわゆる政府からいろいろ注文つけられたものの拘束を受けて、その辺に最高裁としての一つの数なり金額なりの拘束が生まれてきて、こゝろいふうになつてくるとこれは問題だといふことになるわけですが、いづゆるでございましてその政府の言いつ分を取り入れて、それに応じていこうといふ姿勢も考えられないことではありませんけれども、やはり国民の立場に立つて迅速に裁判を進めていくとか、あるいはさういふ立場に立つて考へてみれば、当然要求すべきことは要求をして十分補充していくべきであり、それが国民の利益を守る根本になつていくのだといふことであつて、こゝろ、初めて司法の独立なり、裁判所が独立していただくことをやつていこうといふ感じを受けるわけなんです。この点についていかがでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理人 具体的な例を御指摘になりまして、私どもの考へをお尋ねでございます。御指摘がございましたたとえば公務災害の問題等も、ちよつと気がついた点で申し上げてみますと、過去五年間に公務上の災害だといふことと報告がございまして、受理いたしました事件が二百三十件ございまして、大体が御指摘の点、手が痛いとか肩が痛いとかいふようなものが含まれているわけでございます。その二百三十件について、処理いたしました件数は二百二十七件でございます。そのうちの二百九件までが公務上のものであるといふふうに見まされたのは十八件にすぎないわけでございます。さういふ数字からもあるいはおわかりいただけるのではないと思ひます。

公務災害の申し立てがございまして、それはさうさういふ方向から調べるものではございませぬ。もちろん専門のお医者さん等に十分診察をしていただきましてその御判断を得て、これを十分の資料として最終的に公務上か公務外かの判断をいたすわけですが、その数字からもおわかりいただけます。ほとんどの事件について公務上のものという認定をいたしております。といふことは、やはり公務に従事しておりますさういふ職員についてあつたかいかい気持ちは私ども疾病等を、身体の異常が訴えられたときにはこれに対処しておるといふことをおわかりいただけるのはなからうかといふふうにおつておるわけでございます。

裁判所の職員の削減、政府が職員を削減するから裁判所も是非でもこれにならなければいけないなどいふことを考へておられるわけではありませぬ。政府は政府、裁判所は裁判所でございます。もちろんさういふ意味で司法の独立といふものは私どもは堅持いたしておるつもりでございます。ただし、裁判所であるから何をやつてもいいといふわけでは決してございませぬ。やはり裁判所の中にも合理化をする、あるいは近代化的な機械あるいは予算等でまかない得るものがあるな

らば、そちらのほうを十分に手当てをいたしまして合理的な人員といふものをほじき出していくといふことは、これはやはり政府の意向いかんにかかわらず裁判所独自でやらなければいけない問題でございます。さういふ観点から人員の削減問題等にも対処しておるわけでございます。決して政府が公務員を削減するから、当然裁判所も削減すべきだといふような意味で考へておるものではない。さういふ点で司法の独立ということについて日ごろ御関心をいたしており、いろいろな形で御理解いただき御援助いただいておりますことを感謝いたしておりますけれども、今後決して司法の独立、裁判所の独立ということをおゆるがせにするものではないといふ決意だけは申し上げられるかと存じます。

○沖本委員 それからあとたくさんあるのですが、次の機会に譲るとしまして、一点だけ伺ひしておきます。

沖本の裁判所職員の定員に関する暫定措置に職員の定員は復帰時当分の間最高裁規則で定めるところとなつておる、こゝろいふふうになつておるが、当分の間といふのはいつなんぞでしょうか。

○三好最高裁判所長官代理人 御指摘のように沖本の復帰に伴う特別措置に関する法律六十三条によりまして当分の間最高裁規則で定めるところになつておる。これに基づきまして私どもも規則で定員を定めておるわけでございますが、このようにいたした理由といふのは、沖本復帰といふ事態に當面いたしました理由といふのは、沖本復帰の将来の事件数、言いかえまして将来の事務量といふものがどう変動するかといふことがつかめなかつたわけでございます。復帰時に経済的な変動、経済圏も変動いたしますし、社会的な事情も変動してまいります。さういふときに一時的に事件がふえるかもしれないし、また一時的に事件が減るかもしれない。そして将来ある時期が来れば一定の落ちつたところに来るであらう。その落ちつたときにある程度恒久的なものとして法律による定員に組み入れるといふことを

考えたものと承知いたしております。したがいまして、この当分の間というのは将来の予測がつくような段階になったときというふうには御理解いただきたいと思ひまして、現在いつの時点というところが申し上げられない状態にあるかと思ひます。ただいま申し上げました事件が落ちつく、沖繩の事態が安定するといった時点をとらえましてできるだけ早い機会に法律定員に組み入れていくというふうに考えたいと存じております。

○沖本委員 もう将来の見直し立つのじゃないですか。復帰してきて時間たっているわけですから、もうほとんどの役所においてはそういうふうな方向で仕事を進めておられるわけですから、将来の見通しが立つまでの期間として置いておかれると、まだ裁判所のほうでは復帰してないということになってくることになります。それで復帰した点にならぬようなことにならぬわけですから、そういう点のほうも復帰したあとのいろいろな事件の変動とか、あるいは通貨の変動とかというのは、それからあとに対処して大所高所からものを考えていき、やっつけていくことが私は筋ではないか、こう考えるのですけれども、その点いかがですか。

○三好最高裁判所長官代理者 御指摘の点よくわかりまして、私もできるだけ早い機会に定員に組み入れるというのを考えたいと存じております。

○沖本委員 できるだけ早い機会という、いま現在考えをお持ち合わせないので、できるだけ早い機会、こういうふうにお答えになるのじゃないか。できるだけ早い機会というのは今月もできるだけの早い機会であり、来月も早い機会であり、ことしの暮れも早い機会ということになるわけですから、その辺よくお考えになっていただいて、沖繩の方々がそういう点について不安感をお持ちになつたり、あるいは沖繩でこの掌におつきになる方々がそこに差別感をお持ちになつたり、あるいは疑問をお持ちになつたりすること自体がやはり将来に向かつての一番不安な原因になつて

いく、こういうことにも考えられるわけですから、それこそこちらのほうができるだけ早い時期に解決していただきたい。最も早い時期にこの問題は質問を保留しながら、これで横山先生と交代いたします。

○中垣委員長 横山利秋君。

○横山委員 法務大臣にひとつ。途中まではどうしても法務大臣、聞いてもらわなければならぬと思ひます。

執行官の問題について最高裁判所、また特に法務大臣に聞きたいと思ひます。

私がいま手にいたしておりますのは四十八国会、昭和四十年三月の本委員会の附帯決議であります。本委員会はきわめて温厚な委員会でありまして、附帯決議も大体においてはまあまあということでありまして、この附帯決議は法務委員会としては政府の怠慢に対して全く過酷な決議をいたしておるわけです。たとえば

一 現行の執行吏制度は、執行吏は公務員ではありながら、債権者等の受任者として裁判の執行事務等を処理することにより収入を得るといふ二重の性格の故に、実際上多くの問題発生危険性をはらみ、これが汚職その他の不正事件発生温床となつておることは過去幾多の実例の示すところである。

したがって、執行吏制度を現状のままに放置することは絶対に許されないとおぼやかり、速かに根本的改善を加えることの必要性は夙より識者の指摘していらるところであり、本委員会においても附帯決議等により再三これを要望している所以である。

二 しかるに政府は、執行吏制度の根本的改善の必要を認めながらその作業について熱意を示さず、今回の改正案も一時を過ぎるための糊塗策にすぎず到底級上の問題の解決に役立つものではない。

三 よつて政府は、速かに執行吏制度の根本的改善について最善の努力を致すと同時に、執

行官制度の実現について特別の研究を試みることも、これが実現までの暫定的措置として、執行吏代理等に対する処遇の改善、執行吏役場の施設その他の環境の改善、執行吏に対する研修の実施と指導および監督の充実、競売実施方法の改善等を早急に実行に移す等格段の努力を致すべきことを要望する。

右決議する。

これはきわめて痛烈な決議でございます。それを受けて五十一国会、昭和四十一年六月執行官法案に対する附帯決議

我が国の執行吏制度については、今回の改正をもつては不十分である。よつて、政府並びに最高裁判所は、引続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官において行方について検討を加え、早急にその実現方について鋭意努力すると同時に次の諸点について配慮すべきである。

一、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとよりその環境施設を明らかにしめることに努力すること。

二、執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の処遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行うこと、なお執行吏代理の執行官への登用については、その経験等を参照してできる限り有利な取扱いを行うこと。

三、手数料制度その他執行事務をめぐる各種の問題について改善を加え執務の公正の確保方について十分な努力をすること。

四、執行官以下執行事務の処理に当る職員の教育並びに研修について、予算上の手当その他必要な措置を講ずること。

執行官法におきましては、その附帯決議でこういうことをきめておられるわけですね。

いま「当分の間」が問題になりましたが、この附則の中で「当分の間」がずいぶん出てくるわけでありまして。

「第九条 執行官は、当分の間、第一条に定める

もののほか、私法上の法律関係に関する告知書又は催告書の送付の事務を取り扱うものとする。」

「第十条 第六条の規定による金銭の保管及び第十五条の子納金の予納については、当分の間、第六條及び第十五条第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の規則で別段の定めをすることができ。」

「第十一条 執行官は、当分の間、所属の地方裁判所の許可を受けて、この法律の施行前に旧執行吏規則第十二条第一号から第三号までのいづれかに該当した者又はこの法律の施行の際現に執行吏事務処理規則第十二条第一項の規定による認定を受けている者に、臨時にその職務を代行させることができる。」

2 執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執行吏規則第七條の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならぬ。」

「第十二条 執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」

第十三条 前條の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、國務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は増加恩給に相当する恩給を受ける。」

以下省略をいたしますが、長々と私が読み上げましたのは、この執行官の問題については、歴年の本委員会及び執行官法が制定されました経緯からいまして、なされるべき山ほどの問題がある。ところが、この間調べましたところ、それからとんと何もしてないではないか。「当分の間」云々ということがいまも議論になりましたが、一体何をしておったんだらうかというのを私は痛感いたしましたわけでありまして、この附帯決議並びにこの附則において政府に与えられた任務について何をしておったか、それをまず御説明願ひたい。

○味村政府委員 御指摘のとおり、国会の附帯決議におきまして、執行官の制度に関する改善を行なうべしという、いろいろな点におきまして要望があるわけでございます。この執行官の制度は、非常に古くからの制度でございます。この執行官の例

を見ましてもなかなかむずかしい制度であると思  
うわけですが、昭和四十一年の執行官法  
の制定の際の附帯決議並びにたゞし御指摘にな  
りました執行官法の附則等におきまして要望され  
ておりますことにつきましては、執行官の実施に  
つきましては裁判所におきましては、執行官の  
実施につきましても、政府のとりました施策とい  
は、執行官の恩給につきましても恩給のスライド制  
を実施する法律案を御可決願いましたこと、それ  
から国庫補助金の増額等を行なっておるわけで  
ございます。

○横山委員 国庫補助金の増額なんというものは、これは附則並びに附帯決議における基本的な問題とは関係がないのです。恩給についても同様のことか言える。私が聞いておるのは、この附帯決議及び附則の特に十二条、十三条による基本的な問題について何をされたか。一体この何をされたか。と聞くに、基本的な問題は最高裁がやるのですか法務省がやるのですか、それはどっちですか。

○味村政府委員 執行官の制度は、これは司法行政の事務に属するわけでございますから、最高裁判所の仕事になるわけでございますが、他面立法を要する事項は、これは内閣の責任で行なうことになりまして、法務省ももちろんこれに関与するということになるわけでございます。したがって、そのような事柄に關しまして改善の作業は、法務省と最高裁判所と密接に協議をいたしまして改善をいたす、そのような手順になるかと思いま

○横山委員 共同責任というわけですね。それじゃ法務大臣にお残り願った価値がある。十二条、すなわち「執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討を加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」この十二条はどういう進展を見せましたか。  
○味村政府委員 御指摘のように、附則の十二条におきまして、退職後の給付の改善が要望されておるわけでございます。この方法といたしまして

は、おそらくは執行官に対する退職手当あるいは執行官が共済組合に入りまして、共済組合法に基づきます年金を受けるといったような年金、あるいはその他の給付を受けるといったようなことが考えられるかと思うわけでございます。

ところが一方では、この執行官は、手数料制を現在もお維持しておることは御承知のとおりでございます。この手数料制を維持した執行官につきましても、どのように退職給付なりあるいは国家公務員の共済組合の制度を適用するかということにつきましても、非常にいろいろと技術的な問題がございます。なかなかむずかしいわけでございます。私どももいたしまして、検討はいたしているわけですが、現在のところ結論が出ておらないという状況でございます。

○横山委員 そんなことは初めからわかっておること、いまから六年前に議論をしたことなんでしょう。六年間何をされたかという、六年前と同じ答弁しておるわけですか。そうして退職手当並びに退職後の年金その他の給付については、何らの具体的な提案がされてないため、病院にも行けない。確かに、この手数料制度という特殊なものがあるけれども、しかし手数料をもらって収入を得る以外については、すべて国家公務員と変わりがありません。その手数料だから、この退職手当並びに退職後の年金その他の給付が絶対にできないものではない。手数料制度がやむを得ない。——  
○味村政府委員 当時もいふ議論したことだけれども、固定俸給制に移すことが適当でないというところで、もう六年間現状維持で来たのですから、そうならそれで、手数料制度のもとにおける退職手当並びに退職後の年金その他の給付が考えられるべきである。それが考えられないのは、一体どういう理由なんですか。これは誠意の問題です。まあ手数料もらっておればいざ知らず、さしあたり緊急逼迫した状態ではないんだらう、ほっておけ、こういうことではないんです。事の次第は大体おわかりになったと思うのですが、法務大臣の御意見をひとつ伺いたいと思います。

○田中(伊)國務大臣 横山先生御心配をいたしております。この執行官制度改正の根本問題は一体どの点にあるかと申しますと、執行官には一般官吏と同様に国が俸給を与える。現在の手数料制度から俸給制度に切りかえるということをやりたい。と、妥当な退職金、退職後の給付、国家公務員法の適用、共済組合法の適用などということがたいへん技術的にむずかしいものではなからうか、こう考えます。幸いに私が三たび就任をいたしました以前から、司法法制調査部を中心といたしまして、俸給制はいかにあるべきかということについて検討をいたしております。

○横山委員 何もやっておきやせんらう。  
○田中(伊)國務大臣 いやそれは検討しております。それで、大體の骨子が整いましたならば、そう遠からずこれが整う見込みでございますが、整いましたならば、何といいたしてもこの法律の執行は裁判所がやりになるわけでございます。それから、まずどこよりも先に裁判所の意見をつぶさに承ると同時に、日弁連等の御意向も聞いてみたい。こういう重要な制度につきましては、法曹三方面的意見が一致した上で立法をいたしますことが望ましいと考えますので、そういう方向を遠からずとりたい、こう考えておるわけ、実際に俸給制については検討をしておるわけでございます。いましばらくおまかせをいたしたいと思っております。

○横山委員 最高裁の点について御意見があらますか。  
○西村最高裁判所長官代理者 横山委員御指摘の点でございますが、まず附帯決議及び附則の関係でございますが、裁判所が現在までにとってきた制度について多少説明させていただきますかと思っております。

附帯決議の関係でございますけれども、四十年の附帯決議の趣旨を体しまして、四十一年に執行官法が制定されたわけでございます。四十一年の執行官法の制定に際し要望されました附帯決議の点でございますが、第一の「各地方裁判所内に、

執行官の執務場所を確保すること」という点でございますが、これは執行官法制定後逐次執行官室を設けまして、できるだけ明るい部屋を設けるという趣旨で、新設の庁舎はもとより、旧庁舎についても増改築等によって確保してまいりまして、現在では全裁判所について執行官室が整っております。

「環境施設を明瞭ならしめる」という趣旨については、執行官は従前は役場制という趣旨を以ていた関係上、什器等についてもすべて執行官の自前であったわけでございますが、年々予算化したしまして、執行官の帳簿類その他を公費でまかなうことに努力してまいっておるわけでございます。

執行官代理の関係でございますが、これは執行官法によりまして役場制を廃止することに伴いまして廃止することになったわけでございます。経過的には従前の執行官代理の方の処遇の問題がございますので、附則でもって執行官の職務を臨時代行するという形で残っておりますが、一部は執行官に採用され、一部は退職され、一部は事務員という形で若干は残っておりますが、年々減少してきておるわけでございます。

それから附則の関係でございますけれども、九条の告知書等の事務についての暫定措置についてですが、これについては、執行官の公務員性を強化する、職務の内容を純化するという趣旨で、私法上の意思表示の伝達を執行官が行なうことは適当でないというところで、これも職務からはずしたわけでございます。しかし現実には依頼者がいる以上は、なるべく便宜をはかってやる必要もあるというところで暫定措置として残したわけでございますが、事件数も年々減少してきております。

十条の金銭の保管等についての暫定措置であります。これは執行官法によりまして、執行官の事務に關する金銭の保管は、地方裁判所の会計が行なうというたてまをとおるのでございまして、一挙にはこの実施は困難であった関係上、こういう暫定措置を規定していただいたわけござ

ざいますが、昭和四十二年から五年計画でもって、執行に関する会計事務の職員を百四十名増員をお願いいたしました。五カ年計画で昨年までに完全に増員を終り、現在は会計事務はすべて地方裁判所が取り扱うことになっております。

そこで、第十二条、十三条の関係は、調査部長のほうからも説明ございましたように、基本的に従前通り手数料制を執行官法は温存したわけでございますので、現在は手数料制を前提としたしまして、この退職金、恩給の問題を解決することばきわめて困難でございますので、この問題を検討いたしますと、どうしても現在の手数料制に対してある程度のメスを入れなければならないという事態が起こってくるのではないかと申します。現在の手数料制を前提といたしまして、退職金だけを取り上げて解決する、あるいは国庫補助金だけを取り上げて解決していかうとか、あるいは年金の関係だけを取り上げて解決していかうわけにはまいらぬわけで、十二条、十三条にもございませぬように、それは三者を一体として考えなければならぬ問題であるわけでございませぬが、現在の手数料制を前提とする限りにおきましては、形式的には現在の法律にのりにくいということは御承知のとおりでございますが、実質的に見ましても退職金、年金等の基準になる金額をどうしてきめたいかという一番根本的な問題があるわけでございます。これと、国庫補助基準額を基準といたしますと、きわめて低いものになってしまつて、かえつて執行官にとつては不利益になるわけでありませぬ。と、現実に、同じ人について、非常にまちまちであると同時に、同じ人について、も年々金額が異なるわけでございますから、どこにその基準を置いたらいいかという技術的な問題があるわけでございます。そういう問題で悩まながらも現在まで来たわけでございます。もちろん現在の状況が合理的なものであるというふうにはとても考えておらぬわけでございます。執行官法にもそのような趣旨の附則が設けられてお

るわけでございますから、早急に再検討を始めたと思つて、法務省とも御相談を申し上げておるといふのが現在の時点でございます。

○横山委員 法務大臣、私は法務委員になつてほんとうにつくづく思うのですが、ほかの省に比べてますと、ほんとうにテンポがおそいんですよ。当分の間、十五年も二十年も当分の間であつておる例は、ほかの省にもないわけではありませぬ。しかしそれはそれなりの実体的価値があり、その文句も言えないというところは私に認めませぬが、法務省の作業というものは、ほかの省に比べて実にそいひです。それでいろいろと専門家らしい理論的な議論をなさつておる。議論がいかぬとはいひませぬけれども、決断をすべきときには決断をしなければだめですよ。これは六年もはかつておいて、また何年もいままの結局は決断の問題じゃないか。私は固定給制が全面的にいとは必ずしも言つておらないけれども、法律でござつて、院議でござつてやらなければならぬことなんですから、これが五年も六年もたつても、五、六年前と同じ議論でござつておる。いま大臣が検討しているからではないか。最初決断をあなたにお願いしたかたは、最近決断をあなたにお願いしたかたは、国庫補助基準額が低いから、それでやつたらいいんだけれど、するだろつとのお話がありました。国庫補助基準額でござつておる。執行官の代理資格要件の基準以下であつた者、年齢七十歳以上の人、年齢四十歳未満の人、これはあの当時です。そういう人たちが、いま五十九万一千六百円です。それでほかの人は、百三万四千円、ざつと半分です。この差というものは一体何だろつと聞きたいのです。国庫補助基準額が半分、対外的には何らの差がない。やつておることも責任もあらゆること何も変わりないじゃないか。やつておることも、責任も権限も全部一緒で国庫補助基準額だけが半分とはまどういふわけですか。いつまでこれを続けてお

つもりかということをお聞きしたい。

○西村最高裁判所長官代理者 御承知のとおり国庫補助基準額と申しますものは執行官が手数料制をとつておるところから最低収入を保障しろということであつておるものでございませぬ。ところで執行官法を制定いたしました際に、従前の執行官の任命資格とは大幅に任命資格を高めたわけでございます。従前の任命資格は六カ月間執行官の事務の研修をすれば、試験を受ければ執行官になれろという形であつたわけでございますが、執行官法に基づきまして、執行官の地位を高め、その資質を高めることによつて執行官の地位を確保しようということであつて、執行官の任命資格を高めたわけでございます。最高裁の規則で任命資格として四等級以上の職にあつた者あるいはこれに準ずる地位、資格を持つ者という形でもって任命資格を著しく高めたわけでございます。そういう意味で任命資格が異なる執行官ができたということになるわけで、旧執行官規則による任命資格の者と、新執行官規則による任命資格の者と二種類でございませぬ。どうしてこの最低収入の保障という点では任命資格に合せて考えざるを得ないという点から、二段階でございませぬ。○横山委員 そんなことはわかつておつて聞いています。要するに私が素朴に質問しているのは、国庫補助基準額はえらい半分の。しかし、対外的に持つ権限も責任もみんな一緒ではないか。一級建築士とか二級建築士とか、それによつて権限も義務も一緒であつたら話は別ですが、権限も義務も一緒であつたら国庫補助基準額だけが違つておる現状についてどう考えるか。いつまでもほつておるはおかしいじゃないか。もしも一級執行官、二級執行官と、こういうならわからぬでもないが、同じじゃないか。義務も権限も一緒だつたら、何で国庫補助基準額も一緒にしてやらぬか。

○西村最高裁判所長官代理者 御意見のとおり、現状でよいのだというふうには私も考えているわけではございませぬけれども、いま申しましたように、最低収入の保障というの意味で任用資格からバラレルに出てくる補助基準額というものを直ちに一致させるというものは実際問題としては困難であると思つておる。○横山委員 何が困難だ。どういふ理由で困難だ。○西村最高裁判所長官代理者 国庫補助基準額の性質というものは、いま申しましたように、最低収入の保障ということからきておるもので、それを初任当時の任用資格にバラレルに合わせたというものであります。手数料制にはいわゆる昇給制度というものはございませぬ。○横山委員 あなた自分で言つておつて説得力がないことわかつておるのですか。○西村最高裁判所長官代理者 おっしゃられると説得力がないかもしれませぬけれども。○横山委員 もう一べんあなたに答えてください。一級建築士とか二級建築士とか、対外的に権限が違つ、義務が違つというなら話はわかる。やつておることも権限も全部一緒ではないか。それに対して昔のことを言つて国庫補助基準額が違つたのはあたりまえであるという理屈は何らの説得力がないと言つておるなら同じ国庫補助基準額でございませぬ。昔は昔今は今、全部同じ仕事をやつておるなら同じ国庫補助基準額でございませぬ。頭を切りかえてください。○西村最高裁判所長官代理者 どうも説得力がないのはたいへん残念でございますけれども、ともかく理論的に申しまして、昇給の制度を入れる余地がない以上任用資格に合せて基準額をきめざるを得なかつたというところにあるわけでございます。それ以上……○横山委員 昔の話はわかつておる、いま……○西村最高裁判所長官代理者 現在においては直ちにこの差を解消するということではございませぬ。○横山委員 なせに、それをやつたらたいへんなことか起るか。これはお答えがでないです。それは事は簡単なお話で、昔執行官になるときに格づけが低かつた。だから一本に並べるといふのはちよつとどうかということであつたこと

はわからぬでもない。けれども、いまあらためて考えてみて、やっておることもすべて同じではないか。義務も権限も全部一緒ではないか。何で国庫補助基準額だけ、しかも国庫補助基準額というのと同僚委員おわかりのように、手数料で一定水準に達しない者を保障してやるということですから、全部が昇給するわけじゃないのです。だから私は全部同じにしてやれ、こう言っているわけですか。それに、御答弁ができません。どうですか、大臣。あなたも感覚のいい方だから、なるほどとも、横山君の言うとおりで、おれもそう思うと、こういうことになると思ふのだ、どうですか。

○田中(伊)國務大臣 仰せになることはよくわかります。よくわかりますが、制度的に申しますと、任用するときの資格が前後違う。資格が違うから最低保障額の額も違うのだというように御理解をいただくわけにはいきませんか。

○横山委員 いきません。同一労働同一賃金。

○田中(伊)國務大臣 ただ最低保障という段になりますと、任用資格というもので区別をつけるということが一応わかるような気がいたします。しかしながら、これは仰せのとおり、ほとんど倍額近く違う、少し制度的に見て額に差があり過ぎるという状態でございますから、こういう点は一度検討をしてみる必要がある、いま御意見も承りまして、私もありのままにそう思うのでございます。

○横山委員 この国庫補助基準額はどこで定めるのですか。

○味村政府委員 これは政令事項になっております。政令で定めることになっております。

○横山委員 大蔵省との協議は要りますか。

○味村政府委員 必要でございます。

○横山委員 いま大臣が言われたことの中でちょっと気になるのは、私は同一労働同一賃金だと言ったのですけれども、同時にこの執行官という個々の人間に対する独立した任務、独立した義務というものがあつた。だから、ほかのオフィスで仕事をしている人の同じ仕事じゃなくて、同じ任

務を持つて居る人です。委託をされて固有の責任、固有の権限を持つて居る。その意味で、全然あらゆる意味において、この二つのランクが全く同じ責任と権限を持つて居る人であるというところを考へてもらわなければいかぬ。前のいきさつがあるというところは私も百も承知して言っているのだけれども、六年たった今日、全く机を並べて同じ仕事をしている人、しかも私の承知しているところによりまして、あとの者が先になつて居る。あとの者が百万円で古い人が五十万円口という経緯があるのです。長年やっておった人が半分、あとから資格を取つた人が百万円という、老齢、経験のある人が損をして居るというふうなこともあるわけでありまして、そのところは著しくどこか、私は絶対にこれは同じにしてやるべきだ、こう考へて居ります。大臣がそれでは考へてみようというところでありますから、これもせつかく早くやつてもらいたい。

○横山委員 さようでございます。恩給の金額に關係します。

○味村政府委員 ですから早いこと処理をしてやらぬと、過去の経緯というものをどくらく見ると、かりませんけれども、恩給の立場から考へてもやつてもらいたい。

○横山委員 ですから早いこと聞きたいのですけれども、この執行官の国庫補助基準額をもとにする恩給というものは、なぜ本人限りで恩給法のように家族に対する給付がないのですか。どういふわけでないのですか。

○味村政府委員 これは沿革から申し上げますと、旧執達吏臨時官吏恩給法に照らしまして恩給を受けることになって居まして、その官吏恩給法の定めではそういう制度が、家族は受けるというのがなかったというふうになって居ります。それをずっと引き継ぎまして、現在もそのようになって居るわけでございます。

○横山委員 そうすると、執行官法ができる前か

らのいきさつをそのまま踏襲しておるといふことですね。なぜ執行官法をつくつたときに、私も少し不敏だつたんですけれども、恩給を適用する。しかも執行官として手数料制度のもとにおける国家公務員であるという定義をしたときに、なぜ家族は受けられないのか、本人限りで終わり、本人が死んだらそれでさうなら、そういう論理というものが議論されたのですか、その矛盾というものについてされなかつたのですか。

○西村最高裁判所長官代理者 執行官法制定の際には、先ほど申し上げました四十一年の附帯決議等もございまして、とにかく当時の手数料等に伴う役場制、自由選択制等の弊害を一日も早く除去しなければならぬという強い要請がございまして執行官法制定に踏み切つていただいたわけでございます。したがって、恩給の問題、年金の問題、補助金の問題等については十分に審議する余裕がなかつたと申し上げてよいのではないかと

○横山委員 あらためて、なぜ執行官だけが本人限りで家族給付がないのかという点について検討をしておいてもらいたく思ふ。

それから、この当時は議論になつたわけでありましたが、事務員ですね、事務員は公務員でない。したがって、労働組合を結成ができる。その事務員の犯したたとえば汚職だとかあるいは間違ひだとか、そういうことについてはこれは公務員法の適用を受けない。一体だれがその責任を負ふことになりませぬか。

○西村最高裁判所長官代理者 執行官臨時職務代行者及び事務員は公務員ではございません。しかし臨時職務代行者につきましては、執行官の命によりまして臨時にその職務を代行することがあるわけでございます。執行官の職務を行なう限度におきましては公務員とみなされて公務員としての責任を負う、こういうことになるわけでございます。

○横山委員 執行官の人は自分一人で執行官の業務はできない、だから臨時代行者を持つ、それか

ら事務員を持つ、それから家屋を持つ、そういう一般経費といふべきか総経費、執行官業務を行なうに必要欠くべからざる人件費、それから物件費、インクから紙に至りますまでのそういう総経費は、執行官の手数料及び費用に関する規則をすつと見たんであります。総経費が入つていないのはどういふわけでありませぬか。

○西村最高裁判所長官代理者 執行官法の制定によりまして役場の関係がなくなりまして、庁舎内で事務をとるといふことになって居りますから、建物についての費用というものはあり得ないわけでございます。ただ臨時職務代行者と事務員の関係は、執行官の会計において使うということになつて居りますので、その給与は執行官が負担することになります。それから役場の帳簿類あるいは記録類の用紙等は、先ほど申し上げましたように、国から支出するといふ形ではなかつたおるわけでございます。

○横山委員 執行官の手数料及び費用に関する規則、これはもううべきなんです。その何か算定基準がどこかに出て居りましたか。これは最高裁で定めるのでしよう。手数料要求の基準、請求できる基準といふものを定めるわけですね。あれはどこに出ていますか。私のこの間調べた限りにおいては、そういう請求の中における総経費といふものの請求項目がないのはどういふことか。なるほどあなたの言うように、建物の費用は要らぬにしても、事務員だとかあるいはそのほかいろいろな雑費で間接的に要する費用といふものはどこに出ていますか。

○西村最高裁判所長官代理者 執行官が個々の執行行為を行なうにあたりまして必要な経費は、執行官に関する費用として債権者から予納される、それによつて支出されることになりまして、先ほど申し上げましたように従業者、臨時代行者や事務員を雇つて居る場合の給料は、これは当事者から取るわけにまいりませぬので、手数料収入でまかなう、こういうことになって居るわけでございます。

○横山委員 その手数料の算定基準「執行官の手  
数料及び費用の算定基準」というところに、手数  
料はこれだけ請求してもよろしいということであ  
り、そしてそれは最高裁がきめた算定基準なん  
でしょう。そうでしょう。その中に、いま言ったよ  
うな総経費はどこかに入っているかということ  
を聞いておるのです。

○西村最高裁判所長官代理者 規定の上にはござ  
いませぬけれども、手数料額を定めるにあたりま  
して、当然執行官が必要とされる費用、執行官の  
負担において支出される費用というものは配慮さ  
れているということになるかと存じます。

○横山委員 全部見ておる時間がないのですけれ  
ども、この「執行官の手数料及び費用の算定基準」  
というのには、執行官が手数料としてお客さまに要  
求し得る費用でしょう。そうですね。

○西村最高裁判所長官代理者 さようです。

○横山委員 この要求し得る費用というのは、最  
高裁がこういうことで取れ、もええというふう  
にきめた額だと私は解釈しておるが、この中にそ  
ういふ総経費、間接費用というものは含まれてお  
ると解釈するの、見たところそういうことが含ま  
れていないような気がしてはしたが、どう  
か、こういう質問なんです。

○西村最高裁判所長官代理者 結局臨時職務代  
行者なり事務員なりを雇うか雇わないかは執行官自身  
がおきめになることと存じますので、自己の手  
数料収入総額を考慮した上でそれを決定するとい  
うことと存じますので、特段の定めというものは  
してないわけでございますが、しかしそうい  
う通常必要とする経費というものは当然前提とし  
た上で、この手数料の額というものがそれぞれき  
められているというふうには私も承知してござい  
ます。

○横山委員 話の歯車が合わないだけども、  
この算定基準はあなたのおきめになるので  
しょう。そうですね。きめるときに総経費を考  
えてやっておるのかという質問なのです。

○西村最高裁判所長官代理者 繰り返すようにご

ざいますけれども、手数料の額を規則で定める際  
におきまして、そういう執行官の支出経費、そ  
ういったものを含めて純収入がどのくらいになるか  
を一応考えた上できめる、こういうこととござい  
ます。

○横山委員 それじゃ、総経費はこの中に、あな  
たの言う意味において、入っていると主張なさる、  
そういう解釈になる。入っているとすれば、  
ここの中にそういう総経費に関する費用というよ  
うなところの項目が一つもないのはどうい  
うわけだ、こういう質問になるわけでありませぬ。たとえ  
ば「不動産又は人の居住する船舶について債務者  
の占有を解いて債権者にその占有を得させる場合  
の」手数料の額は、三千元とする。こう書いてある。  
この三千元の中には総経費が何%計算して必ず  
どこかに入っているのだ、こういう説明ならばわ  
かるだけだけれども、そういうような総経費関係の  
費用についてもどこにも出ておらない、それを聞いて  
おる、こういう意味なんです。

○西村最高裁判所長官代理者 その三千元という  
額をきめるにあたって、費用がどれだけかかるか  
というのを算定してはいないという事は申し  
上げられると思っております。ただ船舶の監守保存に  
伴って人夫を使うということが出てまいりますけ  
れども、そういう人夫を使う費用は執行費用でござ  
いますので、債権者から支払いを受けておりま  
す。個々の三千元とか二千元とかをきめるときに、  
一々執行官として負担すべき費用がどれだけかか  
るかというのを考慮した上できめているわけ  
はございませんけれども、一年間の総収入とい  
うのは一応考えた上で手数料の額をきめていく、こ  
ういうことになると思います。

○横山委員 わかりましたようなわからぬよう  
なことで、結局私の一歩言いたいことは、あなた  
方は総収入はこのくらいが適当だとか、三千元が、  
何が適当だとかというときに、私の言う総経費を  
勘定に入れておらぬという気がしてしょうがない  
のだ、そういうことなのだ。大ざっぱにベースアッ  
プでこのくらい、何々ときめておるだけであって、

執行官という一人の人でなくて、その背後にた  
くさんおる人を含めてどのくらいの間接費用がかか  
るかという計算をして、それをこの算定基準の中に  
計上して考えておるといふことが、ことばでは  
あなたはその中に含まれておるはずだと言っている  
けれども、ほんとうにそれをやったことがあるの  
ですか。執行官の業務実態調査、総経費はどのく  
らいかかるという調査をほんとうにやったことが  
あるのですか。まあ、いま押し問答になつてもい  
かぬが、私の言うことはわかつたでしょう。一べ  
んそれを十分に検討して、算定基準の中の項目に  
入れてやってもらいたい、こういうことなんです。  
いいですか。

○西村最高裁判所長官代理者 御趣旨はよくわか  
りました。

○横山委員 その次に、私、こういうものを持つ  
ておるのです。「執行実務」という、これは日本執  
行官連盟の会費というのです。これは執行官  
連盟が発行しておるものです。えらい詳しくいろ  
いろな実例なんか出しておるの、感心しておるわ  
けですけれども、これは一人の人がやっておる。  
名古屋の八木さんという有名な人が、その人  
が一人で校正から何まで全部やっているのです。  
一体お役所はどうしているの、お役所はこういう  
ことについて補助は何もしてくれないの、言つた  
ら、全然してくれない、こういうわけなんです。お役  
所は何をやっているのだと言つたら、最高裁主催  
の研修会ですか、研修会についてお役所の主催で  
やってくれる。この附帯決議の趣旨が、ある意味  
ではもっとも生きておらない。それは、「教育並び  
に研修について、予算上の手当その他必要な措置  
を講ずること。」と書いてあって、研修だけはやっ  
ておりますというかも知れぬけれども、三百数十  
名ぐらいがこんな分厚い本をつくって、一生懸命  
研修をやっておるのに、国家公務員だったらもう  
少しめんどうを見てやたらどうかというところを  
つくづく痛感するのですが、一体この執行官の教  
育なり、この附帯決議について、年間予算はどの  
くらいですか。

○西村最高裁判所長官代理者 御趣旨はよくわか  
りました。その次に、私、こういうものを持つ  
ておるのです。「執行実務」という、これは日本執  
行官連盟の会費というのです。これは執行官  
連盟が発行しておるものです。えらい詳しくいろ  
いろな実例なんか出しておるの、感心しておるわ  
けですけれども、これは一人の人がやっておる。  
名古屋の八木さんという有名な人が、その人  
が一人で校正から何まで全部やっているのです。  
一体お役所はどうしているの、お役所はこういう  
ことについて補助は何もしてくれないの、言つた  
ら、全然してくれない、こういうわけなんです。お役  
所は何をやっているのだと言つたら、最高裁主催  
の研修会ですか、研修会についてお役所の主催で  
やってくれる。この附帯決議の趣旨が、ある意味  
ではもっとも生きておらない。それは、「教育並び  
に研修について、予算上の手当その他必要な措置  
を講ずること。」と書いてあって、研修だけはやっ  
ておりますというかも知れぬけれども、三百数十  
名ぐらいがこんな分厚い本をつくって、一生懸命  
研修をやっておるのに、国家公務員だったらもう  
少しめんどうを見てやたらどうかというところを  
つくづく痛感するのですが、一体この執行官の教  
育なり、この附帯決議について、年間予算はどの  
くらいですか。

○西村最高裁判所長官代理者 私どものほうにお  
きましては、執行官の研修の関係は、書記官研修所  
のほうで研修を担当していただいておりますが、そ  
のほかは、執行官の事務協議会、業務研究会等を  
年二回くらい開催しているというふうなことも  
やっておるわけでございますけれども、あわせて  
執務資料としては執行官提要と、「執行官」という  
雑誌、それから執行官関係の法令集、執行事務協  
議会における協議要録といったものを印刷して配  
付しております。年間予算は資料の総額が二百四  
十八万円でございます。

○横山委員 まるが二つくらい違つておればせぬ  
かね。二百四十八万円ですか。  
執行官が病気になるたら一体どうしているの  
ですか。自分の費用ですか。私、その点は知識がな  
いのだけれども、執行官が病気になるたら何で  
やっているのでしょうか。

○西村最高裁判所長官代理者 執行官はほとんど  
国民健康保険に加入しておられると思つて  
おる、病気の関係はそちらを使つておられると思  
います。それから、実際に仕事ができないうために取  
入が減れば、先ほどの補助基準額までは補助され  
る、こういうこととあります。

○横山委員 国家公務員なんです。国家公務員  
でありながら、国家公務員の健康保険に加入でき  
ず、病院にも行けない。健康保険として、国家公  
務員の共済組合の掛け金から比べればたいへん違  
いがある。そういう点もいまの基本問題の解決が  
できないければ何ともならないということなんで  
しょうか。人の病気がだから、国民健康保険がある  
からほかしておけというお気持ちでもなろうと思  
いますけれども、ともあれ国家公務員なんです。  
もう少しめんどうを見てやたらどうかですか。し  
かも年寄りばかりですよ。そういう人たちが国民  
健康保険でやっているとどういふことでは、少し  
不親切、お気の毒だと私は思ふのです。  
ちょっと先に返りますが、執行官は三百五十四  
人くらいですか。その中で、先ほどの五十九万一千  
六百円の該当者は何人くらいかわかりませんか。

○西村最高裁判所長官代理者 約三分の一、百二十名でございます。

○横山委員 百二十名の問題について、格段の措置を願いたい。

それから、先ほどお話があった臨時代理ですがこれはいまだのくらい残ってますか。

○西村最高裁判所長官代理者 現在百五名でございます。

○横山委員 この人たちは、この前の本委員会の議事録を丹念に読み返してみたのです。あなたが先ほどおっしゃったように、執行官になれない人、代理の人については、一部は裁判所にも採用してみたらどうかとか、あるいは試験を受けさせたらどうかとか、そういうようなお話が当時もあったし、いまでも話があるわけですが、この人たちは今後どういふふうにするおつもりですか。

○西村最高裁判所長官代理者 執行官法施行の際には、代行者は二百四十名おられたわけですが、そのうちの相当数の方が執行官に任命され、また執行官以外の裁判所の職員になられた方もあります。任意で退職せられた方もおられます。そういうことで現在百五名になったわけでございます。今後執行官に採用する道はほとんど閉ざされておるわけでございますけれども、直ちにどうこうするということではできませんので臨時代行のままでしばらくやっていたく以外にはないのではないかと思えます。

○横山委員 執行官の部屋に行ってみましていろいろ痛感いたしますことは、あそこにとくさんの代理なりあるいは事務員の人が働いておる。それは何も執行官室ばかりでなくて、司法書士のところに行っても司法書士の事務員として働いている人もいます。しかし、司法書士の関係の事務員の人たちは司法書士の試験を受けるという期待、努力というものをしておるわけです。執行官室におります者も、そういうことがないといえませんかけれども、自分たちは国家公務員でもなし、そして仕事の特長性というものがあって、たいへん将来への希望がない。しかも、給料も執行官からもらう

という特殊性がある。先の見通しがいいこと、そして仕事の特長性があることというところからいうて、政府としては執行官だけ監督しておればいいということにはまいらぬのであります。しかも、最近の事例を見ますと、事務員の中に問題が生じておる。私の聞いた、ワンクッション置いて聞いた話でありますから正確かどうかわかりませんが、事務員に問題が起きています。そこで、うっかりして検察官が国家公務員法違反だというふうにやりかけて、それは間違いだつた、国家公務員じゃなかったんだという間違いを検察官がおかしたことがあるそうでありまして、世間の見る目では、おまわりさんでもそういう誤解を生ずるような仕事であり、そういうふうに見ておるわけでありまして、この執行官の問題と相並んで、実はいまや執行官よりも、むしろそこに働く人々の労働条件なり処遇を改善することについて考えなければだめだ。それを考えるとするならば、執行官の処遇の改善をしてやらなければ、卵を産む鳥が小さいのですから。そういうふうには大局的な立場でお考えを願いたいと思えます。

時間になりましたからこれで終わりますけれども、ともあれ、最初に朗読いたしました本委員会のきわめて強烈な決議を受けて、そして執行官法ができ、その附帯決議ができ、その附帯決議が六年たつてもとんと実行されず、そしていま矛盾を内蔵しておるといふ状況につきましてまことに遺憾にたえません。ほんとうに遺憾にたえません。大臣以下、最高裁判所におかれても敏速にこの問題の調査と決断をされるように要望をいたします。

○中垣委員長 次回は、明二十八日水曜日、午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時五十三分散会

昭和四十八年三月五日印刷

昭和四十八年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W